

防衛医科大学校達第9号

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第57条の規定に基づき、防衛医科大学校の情報保証に関する達を次のように定める。

平成19年12月28日

防衛医科大学校長 早川正道

防衛医科大学校の情報保証に関する達

改正 平成23年12月27日達第5号
平成24年4月6日達第1号
平成26年4月1日達第4号
平成26年6月23日達第17号
平成28年3月31日達第9号
平成29年3月30日達第3号
令和3年3月31日達第3号
令和5年6月30日達第3号

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「訓令」という。）に基づく防衛医科大学校における情報保証について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）情報保証 訓令第2条第1号に規定する情報保証をいう。
- （2）情報システム 訓令第2条第2号に規定する情報システムをいう。
- （3）暗号化 訓令第2条第3号に規定する暗号化をいう。
- （4）目的特化型機器 訓令第2条第4号に規定する目的特化型機器をいう。
- （5）可搬記憶媒体 訓令第2条第5号に規定する可搬記憶媒体をいう。
- （6）サイバー攻撃等 訓令第2条第6号に規定するサイバー攻撃等をいう。
- （7）電子計算機情報 訓令第2条第7号に規定する電子計算機情報をいう。
- （8）職場 訓令第2条第9号に規定する職場をいう。
- （9）外部サービス 訓令第2条第11号に規定する外部サービスをいう。
- （10）情報保証責任者 訓令第6条第2項に規定する防衛医科大学校の情報保証責任者をいう。
- （11）アクセス制御機能 訓令第14条に規定するアクセス制御機能をいう。
- （12）職員 職員（臨時職員を含む）及び学生（医学科、看護学科、医学研究科）をいう。
- （13）他機関等 訓令第6条に定める機関等（防衛医科大学校を除く。）をいう。

（情報システム）

第3条 防衛医科大学校における情報システムは、次に掲げるものとする。ただし、他機関等の所管する情報システムについては、当該情報システムの情報保証責任者の定めるところによる。

- (1) 管理運営システム
- (2) 教育・研究システム
- (3) 医療情報システム
- (4) 前各号に掲げるもののほか、情報システム情報保証責任者が指定する情報システム。なお、情報システムを指定するときは、別記様式第1による情報システム指定書により指定するものとする。

指定する情報システム

第2章 組織及び体制

(情報保証監査責任者等)

第4条 訓令第6条の2に規定する情報保証監査責任者は、事務局総務部長をもって充てる。

- 2 訓令第6条の2第2項に基づき、情報保証監査責任者が情報保証監査責任者補助者を指定するときは、別記様式第2による情報保証監査責任者補助者指定書により指定するものとする。

(情報システム情報保証責任者等)

第5条 訓令第7条に規定する情報システム情報保証責任者は、事務局企画部長をもって充てる。

- 2 情報システム情報保証責任者は、防衛医科大学校の情報システムについて、整備、維持管理、廃棄等のライフサイクル全般にわたる情報保証の確保に関する事務を行うものとする。
- 3 情報システム情報保証責任者は、訓令第7条第2項に規定する情報システム情報保証責任者補助者を指定するときは、別記様式第3による情報システム情報保証責任者補助者指定書により指定するものとする。

(部隊等情報保証責任者等)

第6条 訓令第8条に規定する部隊等情報保証責任者は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

- 2 部隊等情報保証責任者は、所属する課室等の保有する防衛医科大学校の目的特化型機器及び可搬記憶媒体の管理並びに私有パソコン、私有目的特化型機器及び私有可搬記憶媒体の取扱いに関する事務を行うものとする。
- 3 訓令第8条第2項に基づき、部隊等情報保証責任者が部隊等情報保証責任者補助者を指定するときは、別記様式第4による部隊等情報保証責任者補助者指定書により指定するものとする。
- 4 訓令第8条第3項に基づき、部隊等情報保証責任者の職務上の上級者が臨時に部隊等情報保証責任者の職務を代行する職員を置く場合には、別記様式第5による部

隊等情報保証責任者代行者指定書により指定するものとする。

(情報システム運用者)

第7条 訓令第9条第1項に規定する情報システム運用者は、別表第2の左欄に掲げる情報システムごとに、同表右欄に掲げる者をもって充てる。

(情報システム情報保証認証者)

第8条 訓令第9条第2項に規定する情報システム情報保証認証者は、副校長(企画・管理担当)をもって充てる。

2 訓令第9条第3項に基づき、情報システム情報保証認証者が情報システム情報保証認証者補助者を指定するときは、別記様式第6による情報システム情報保証認証者補助者指定書により指定するものとする。

(事案対処責任者)

第9条 訓令第11条に規定する事案対処責任者は、事務局企画部長をもって充てる。

2 事案対処責任者は、防衛医科大学校の情報システムへのサイバー攻撃等の未然防止及び対処に関し、情報システム情報保証責任者を統制するものとする。

(情報保証対策委員)

第10条 訓令第12条第2項に規定する情報保証責任者が指定する者は、事務局企画部情報システム課長をもって充てる。

第3章 防衛医科大学校の情報システムに係る対策

(認証情報の管理)

第11条 職員は、第3条に規定する情報システムの使用に当たり、交付されるユーザ名及び認証情報を適切に管理しなければならない。

(アクセス制御)

第12条 職員は、第3条に規定する情報システムで取り扱われる電子計算機情報のうち利用を制限すべきものについては、情報システム情報保証責任者が定めるところにより、アクセス制御機能を設けなければならない。

(暗号化)

第13条 職員は、第3条に規定する情報システムで取り扱われる電子計算機情報のうち可搬記憶媒体に格納し、又は送信するに当たり暗号化すべきものについては、情報システム情報保証責任者が定めるところにより、暗号化するために必要な措置を講じなければならない。

(脆弱性対応)

第14条 職員は、第3条に規定する情報システムの使用に当たっては、情報システムの脆弱性に対応するため、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、コンピュータ・ウイルスへの対策その他必要な措置を講じなければならない。

(情報システム室の入退室管理について)

第15条 訓令第34条に基づき、情報システム情報保証責任者は、情報システム室の入退室管理が適切に行われるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 情報システム室の入退室を許可した者に限定し、記録しておくこと
- (2) 情報システム室内で身分証明書を装着させること等により、入退室を許可された者であることが外見上明らかとなる措置を講ずること
- (3) その他情報システムの特性に応じ必要な対応を行うこと
(電子計算機の管理)

第16条 情報システム情報保証責任者は、電子計算機の盗難を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 電子計算機の管理及び、職員が第3条に規定する情報システムを構成する電子計算機を職場から持ち出す場合の規定は、情報システム情報保証責任者が定める。
(情報システムの変更)

第17条 職員は、第3条に規定する情報システムに係る配線の変更、改造、機器の増設、交換、ソフトウェアの変更等を行う必要がある場合には、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、許可を受けなければならない。
(情報システムに関する文書の整備)

第18条 情報システム情報保証責任者は、必要に応じ、第3条に規定する情報システムごとに、情報システムの仕様、設計、機器の設置場所、使用者名その他の情報システムの管理に関する事項を記載した文書を整備しなければならない。

- 2 情報システム情報保証責任者は、必要に応じ、第3条に規定する情報システムごとに、情報システムの利用及び管理に関する規則を整備しなければならない。
- 3 職員は、前項の規則に基づき、第3条に規定する情報システムの利用及び管理を行わなければならない。
(業務目的以外での使用禁止)

第19条 職員は、業務目的以外で第3条に規定する情報システムを使用してはならない。
(情報システムの廃棄等)

第20条 職員は、第3条に規定する情報システムの全部又は一部を廃棄、返却、修理等のため部外の者に受け渡す場合には、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、情報保証を確保する上で必要な措置を講じなければならない。

第4章 可搬記憶媒体に係る対策

第4章 目的特化型機器に係る対策
(目的特化型機器の管理)

第21条 部隊等情報保証責任者は、防衛医科大学校の目的特化型機器について、機器ごとに名称、設置場所、使用者名等を記載した別記様式第7による管理簿を設け適切に管理するものとする。

- 2 部隊等情報保証責任者は、防衛医科大学校の目的特化型機器の特性に応じて、以下を含む対策を講じることとする。ただし、使用している目的特化型機器の機能上の制約により講ずることができない対策を除く。

3 部隊等情報保証責任者は、目的特化型機器の全部又は一部の破棄等においては、前条の規定を準用する。

(可搬記憶媒体の管理)

第5章 可搬記憶媒体に係る対策

第22条 部隊等情報保証責任者は、防衛医科大学校の可搬記憶媒体について、情報システムで取り扱う場合は、別記様式第8による管理簿を設け管理し集中保管するものとする。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、適切に管理するものとし、管理簿へ記載する必要はない。

(1) 秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（防防調第4607号。19. 4.

27) 第27、第82第4項又は第117の規定に基づき、登録された可搬記憶媒体

(2) 業務用データが保存されておらずかつ新たに電子計算機情報を保存できないことを部隊等情報保証責任者が確認した可搬記憶媒体

(3) 電子計算機情報を追記可能で未使用の可搬記憶媒体

2 部隊等情報保証責任者は、前項の管理簿に記載した防衛医科大学校の可搬記憶媒体について、管理簿に記載された可搬記憶媒体であることが分かるように表示をしなければならない。

3 部隊等情報保証責任者は、第1項の管理簿に記載した可搬記憶媒体を保管する容器を原則1か所に設置し適切に管理するものとする。ただし、部隊等情報保証責任者が業務上の必要性からやむを得ないと認める場合は、別に保管する容器を設置することができる。その際、部隊等情報保証責任者は、部隊等情報保証責任者補助者を指定し、管理を分任するものとする。

4 職員は、防衛医科大学校の可搬記憶媒体を使用する場合は、コンピュータ・ウイルス等の感染の無いことを確認し、コンピュータ・ウイルス等の感染が確認されたときは、コンピュータ・ウイルス等が駆除されない限り使用してはならない。

5 職員は、管理簿に登録された可搬記憶媒体を使用するため保管容器から持ち出す場合には、持ち出しの都度、別記様式第9による可搬記憶媒体使用記録簿に記録しなければならない。

6 部隊等情報保証責任者は、可搬記憶媒体にコンピュータ・ウイルス等の感染が確認されたときは、コンピュータ・ウイルス等の駆除をした後に使用するものとする。また、コンピュータ・ウイルス等の駆除が不可能な場合、当該可搬記憶媒体にコンピュータ・ウイルス等に感染したことが分かるように表示するなど感染防止の措置を講ずるものとする。

(可搬記憶媒体の職場からの持ち出し)

第23条 職員は、前条第1項の管理簿に登録された可搬記憶媒体を職場から持ち出す場合には、その都度、部隊等情報保証責任者の許可を受けなければならない。

2 部隊等情報保証責任者は、前項の許可を求められた場合には、当該可搬記憶媒体に持ち出し先で業務上必要となる電子計算機情報以外の電子計算機情報が保存され

ていないことを確認するとともに、保存されている業務用データを目的以外に複製しないことを指導する。

- 3 部隊等情報保証責任者は、第1項について許可した場合には、別に定める場合を除き別記様式第10による可搬記憶媒体持出し記録簿に持ち出し先、持ち出し期間等を記録することにより、適切に管理しなければならない。

第6章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第24条 情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者は、毎年度、情報保証責任者が別に定める計画に基づき、職員に対し、情報保証に関する教育及び訓練を実施するものとする。

第7章 サイバー攻撃等への対処

(サイバー攻撃への対処)

第25条 職員は、サイバー攻撃等が発生したことを検知したときは、情報システムの使用を停止し、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、速やかに情報システム情報保証責任者に通報するものとする。

第8章 対策の実施状況の確認

(自己点検)

第26条 職員は、毎年度、情報保証責任者が別に定める自己点検実施計画に基づき、情報保証訓令第51条に規定する自己点検を行うものとする。

- 2 情報保証責任者は、自己点検の結果必要と認めるときは、情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者に対し、情報保証を確保するための必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(監査)

第27条 情報保証訓令第52条に規定する監査は、定期監査として、自己点検の結果に基づいて、毎年度1回以上行うとともに、臨時監査として、情報保証に関する問題点等を考慮の上、必要に応じて行うものとする。

- 2 情報保証責任者は、定期監査及び臨時監査の結果必要と認めるときは、情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者に対し、情報保証を確保するための必要な措置を講ずるよう命ずるものとする。

(職員による報告等)

第28条 職員は、情報保証訓令及び同訓令に基づき定められた規則並びにこの達及びこの達に基づき定められた規則に関する違反が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合には、情報システム情報保証責任者の定めるところにより、直ちに情報保証責任者に報告するものとする。

第9章 雑則

(委任規定)

第29条 この達の実施に必要な事項は、本文中に特に定めのある場合を除き、別に定める。

附 則

- 1 この達は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 防衛医科大学校情報処理システム管理運用規則（平成13年防衛医科大学校達第1号）は廃止する。
- 3 第3条第8号の規定により、情報システム情報保証責任者が別に指定する情報システムについては、第10条から第13条までの規定は、この達の施行の日から起算して1年を経過した日から適用する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則 (抄)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区 分	部隊等情報保証責任者
事務局総務部	総務部各課室の長及び主任会計監査官
事務局企画部	企画部各課の長
医学教育研修センター	医学教育研修センター事務長、入学試験室長及び各部門の長並びに研修管理室長
学生部（医学科及び看護学科学生を含む。）	学生部学生課長及び学生部主任訓練教官
図書館	図書館事務長
学科目	各学科目の長
講座（担当する医学研究科学生を含む。）	各講座の長
動物実験施設	動物実験施設長
共同利用研究施設	共同利用研究施設長
病院事務部	病院運営課長及び病院企画調整官
病院診療科（担当する医学研究科学生を含む。）	各診療科の長
病院中央診療施設として置かれる部及び室（担当する医学研究科学生を含む。）	各部及び室の長
防衛医学研究センター（担当する医学研究科学生を含む。）	防衛医学研究センター長及び各研究部門の長

別表第2（第7条関係）

情報システム	情報システム運用者
管理運営システム	事務局企画部長
教育・研究システム	医学教育研修センター長
医療情報システム	病院副院長（管理・運営担当）
情報システム情報保証責任者が別に指定する情報システム	情報システム情報保証責任者が別に定める者

別記様式第1（第3条関係）

情報システム指定書

防衛医科大学校の情報保証に関する達（平成19年防衛医科大学校達第9号）第3条第4号の規定に基づき、以下に示す情報システムを防衛医科大学校の情報システムとして指定する。

情報システム名 : ○○○○情報システム

情報システム管理部署 : ○○部○○課

（西暦） 年 月 日

情報システム情報保証責任者
（ 役 職 名 ）

官 職 氏 名

別記様式第2（第4条関係）

情報保証監査責任者補助者指定書

所 属
官 職
氏 名

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第6条の2第2項の規定に基づき、情報保証監査責任者補助者に指定する。

業務内容は次のとおりとする。

- 1 ○○○○に関すること。
- 2 ○○○○に関すること。

（西暦） 年 月 日

情報保証監査責任者
（ 役 職 名 ）

官 職 氏 名

別記様式第3（第5条関係）

情報システム情報保証責任者補助者指定書

所 属
官 職
氏 名

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第7条第2項の規定に基づき、情報システム情報保証責任者補助者に指定する。

業務内容は次のとおりとする。

- 1 ○○○○に関すること。
- 2 ○○○○に関すること。

（西暦） 年 月 日

情報システム情報保証責任者
（ 役 職 名 ）

官 職 氏 名

別記様式第4（第6条関係）

部隊等情報保証責任者補助者指定書

所 属
官 職
氏 名

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第8条第2項の規定に基づき、部隊等情報保証責任者補助者に指定する。

業務内容は次のとおりとする。

- 1 ○○○○に関すること。
- 2 ○○○○に関すること。

（西暦） 年 月 日

部隊等情報保証責任者
（ 役 職 名 ）

官 職 氏 名

別記様式第5（第6条関係）

部隊等情報保証責任者代行者指定書

所 属
官 職
氏 名

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第8条第3項の規定に基づき、部隊等情報保証責任者代行者に指定する。

（西暦） 年 月 日

所 属
（ 役 職 名 ）

官 職 氏 名

別記様式第6（第8条関係）

情報システム情報保証認証者補助者指定書

所 属
官 職
氏 名

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第9条第3項の規定に基づき、情報システム情報保証認証者補助者に指定する。

業務内容は次のとおりとする。

- 1 ○○○○に関すること。
- 2 ○○○○に関すること。

（西暦） 年 月 日

情報システム情報保証認証者
（ 役 職 名 ）

官 職 氏 名

